

島根県環境総合計画（素案）に寄せられた意見の概要と、意見に対する県の考え方

〔パブリックコメント実施期間 R7.12.16～R8.1.16 寄せられた意見の数 1件〕

No.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	関係 P
1	農産物を皮ごと食べたり、生ごみを土の中に入れて分解したりすると、燃えるごみを削減できる。 また、買い物の際に容器を持参することでプラスチックごみも削減できる。	家庭での食材の有効利用や、生ごみの分解や堆肥化、買物の際のプラスチックごみの発生抑制などは、計画に記載した「食品ロスに関する消費者教育の推進」や、「専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣」等の中での啓発を想定しています。	P. 71
2	ごみを作ってから3Rするより、ごみを出さない政策にすべき。	この計画では、「3Rなどの推進」「プラスチック資源循環の促進」「食品ロスの削減」に取り組み、「できるだけごみを出さない社会」を目指すこととしています。	P. 52
3	埋立ごみを減らすべき。樹木の伐採により環境破壊した山林を最終処分場にしてはならない。	最終処分されるごみの削減に引き続き取り組みます。 また、適切な規模の最終処分場の確保に努めます。	—
4	マイクロプラスチックを含む製品は、県が使用規制すべき。	プラスチック製品の使用に関する法的な整備が国において進められていますので、県においては国の動きに合わせた対応が必要と考えます。	P. 69
5	汚染物質や産業廃棄物をどれだけ出しているか公表し、出していない企業の製品を消費者が選んで購入できるようにしては。	環境に配慮した商品や企業を消費者が選択できるよう、消費者教育（エシカル消費）を推進することとし、計画に記載しています。	P. 67